



## 「ケアマネジャーと福祉用具専門相談員の 合同研修」研修レポート

本会では、千葉会場（2012年1月16日〔月〕）と岩手会場（2012年1月18日〔水〕）、鹿児島会場（2012年1月24日〔火〕）で「ケアマネジャーと福祉用具専門相談員の合同研修」を開催した。この研修は、厚生労働省の平成23年度老人保健健康増進等事業の助成を受けて行ったもので、事業名は“「福祉用具個別援助計画書」による連携、研修のあり方に関する調査・研究事業”。

福祉用具個別援助計画作成の義務化を考えた場合、その軸になるものはケアマネジャーとの連携である。福祉用具専門相談員は福祉用具専門相談員の観点から、ケアマネジャーはケアマネジャーの観点からコミュニケーションをとり、業務上の連携関係をかためる。それがよりよい結果となり、形となってご利用者につながる。いいケアプランをつくるために、福祉用具に関わる専門職として情報や知識を伝えるのが福祉用具専門相談員の役割である。実務に活かせる手応えをつかむため、介護支援専門員と福祉用具専門相談員が共に学び、意見を交わし、考える研修会を開催した。

千葉会場

平成24年1月16日（月） 13:00～17:30

協力団体／千葉県在宅サービス事業者協議会 会場／千葉市生涯学習センター

参加者／介護支援専門員29名 福祉用具専門相談員15名

講義担当講師：山本一志氏（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会事務局長）

演習担当講師：助川未枝保氏（一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長）

### 講義：福祉用具個別援助計画の基本事項とケアマネジメントにおける活用方法

#### ◇福祉用具サービス計画作成とモニタリングは平成24年度改正の大きなポイント

2012年4月から義務化される福祉用具サービス計画の作成のメリットについて、山本一志氏（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会事務局長）は次のようにまとめた。

- ①利用者の利用状況を記録として残すことで、担当する福祉用具専門相談員や介護支援専門員、利用者、家族等の情報共有や共通理解につなげることができる。
- ②福祉用具選定の理由を明確にすることで、利用者の状態の変化に応じたモニタリングや機種変更がスムーズに行える。

- ③福祉用具を利用する上での留意事項について幅広く共有でき、事故予防につながるほか、リスクマネジメントに役立てることができる。
- ④利用者の状態像を把握して、文書化することにより、福祉用具専門相談員のスキルアップにつながる。

また、福祉用具サービス計画が必要である理由としては、福祉用具サービス給付の適正化、福祉用具におけるPDCAサイクルの確立、在宅で利用者が福祉用具を安全に安心して利用するための環境整備の3点をあげた。「もうひとつ、実質的に定期訪問によるモニタリングの実施が義務化されること、これらが平成24年度の改正のポイントです」（山本氏）。

山本氏が予測する今後のスケジュールとしては、まず、ご利用者ごとの福祉用具サービス計画書の作成が今年の4月1日から義務付けられる。新規の利用者だけでなく、4月1日時点で利用が継続している利用者も含まれる。ただし、平成25年3月31日までに完成していればよいという経過措置がある。この義務は、ご利用者やその家族



に説明して同意を得て、さらに交付するところまでを含んでいる。特定福祉用具販売についても4月1日から同様に義務化されるが、対象は新規の利用者のみ。平成25年3月31日までという経過措置や、説明と同意、交付義務については貸与と同様である。

### ◆福祉用具サービス計画とケアプランとは 適正なサービス提供への両輪

福祉用具サービス計画書を作成するのは福祉用具専門相談員だが、その作成の指針はケアプラン



であり、それをベースにして、ご利用者の生活目標、福祉用具の利用目標を作成する。つまり、福祉用具専門相談員が個別のサービス計画書を作るにはケアプランが必要だということである。ケアマネジャーの理解と協力がなければ、サービス計画を作成するのは難しい。2つの専門職種での連携は必須である。

また、ケアプランの変更=福祉用具サービス計画の変更でもあるということも注意すべきポイントである。何らかの理由で機種変更をする場合も、福祉用具サービス計画を変更する必要がある。ケアマネジャーに対しての交付義務はないが、福祉用具サービス計画書は特定福祉用具販売の申請書の一部としての使用が可能なので、これは、ケアマネジャーにとって1つのメリットとなるのではないか、と山本氏は言う。

そして、サービス提供の開始時から必要に応じてモニタリングを行うが、時期や回数については規定されていないため、事業者による差が生じる事にもなると思われる。モニタリングが実質義務化されるということに（特定福祉用具については対象外）なるが、その結果について、おそらくケアマネジャーへの報告義務が発生するだろうというのが山本氏の考えだ。

## 演習：事例をもとにした「福祉用具個別援助計画書」の作成のためのグループワーク

### ◆みんなで知識をだしあうことでよりよい プラン作成や安全な福祉用具の提案が実現する

ケアマネジャーと福祉用具専門相談員混合のグループで事例を検討していく。どのグループも活発な意見交換を行った。また選定された機種のパフォーマンスについて福祉用具専門相談員がカタログだけでなく、身振り手振りを交えて詳しく説明する場面も見られた。

講師を務めた助川末枝保氏（一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長）は、「皆さんが笑顔で活発に話されていたのが非常に印象的でした」と積極的なディスカッションが行われたことを評価した。

各グループ発表の後、電動ベッドの操作時などのリスクマネジメントについての配慮が、あまり留意点が出ていなかった事を指摘し、「本人だけでなく、孫が来た場合など、回りの人的環境まで考えなければなりません。せっかく本人の自立支援のためになる福祉用具や環境を整えるのですから、

そこにはリスクマネジメントの視点もしっかり盛り込み、お伝えしなければ」と述べた。

助川氏は、ケアマネジャーから「こういうふうにしてケアプランを作成するといいよね」という声があがっていたことを取り上げた。

「やはりみんなで知恵を出し合うと、いいものができるということです。私もみなさんの発表の中から、福祉用具の細かい点で改めて勉強できたことがありました。ぜひこれはお持ち帰りいただき、



ケアマネジャーも福祉用具専門相談員も、地域で  
伝達していただいて広めて利用していただければ

と思います」(助川氏)。

## 岩手会場

平成24年1月18日(水) 13:00~17:00  
協力団体/社団法人日本福祉用具供給協会 岩手ブロック  
会場/アイーナ岩手県民情報交流センター  
参加者/介護支援専門員29名 福祉用具専門相談員32名

講義担当講師: 東島弘子氏 (国際医療福祉大学大学院福祉援助工学分野講師)  
演習担当講師: 大久保訓氏 (財団法人いわてリハビリテーションセンター主任作業療法士)

### 講義: 福祉用具個別援助計画の基本事項とケアマネジメントにおける活用方法

#### ◇ 福祉用具はなぜレンタルなのか、自由価格なのか、これまで個別援助計画がなかったのか

講師の東島弘子氏(国際医療福祉大学大学院福祉援助工学分野講師)のまとめはこうだ。

「介護保険制度の福祉用具について、2012年4月にレンタルの枠が少し拡大されますが、措置の時代に利用対象だった品目はそのまま貸与に移行しています。大きな考え方としては、①医療機器ではない、②取り付けに工事を伴わない、工事を伴ったとしても借家でも使える、③レンタルとしたほうがコスト面でメリットがある。在宅で使用するものが前提で、補装具は入りません」。

大きな特徴は自由価格であること、介護保険によるサービスの中で、個別援助計画がなかったことである。自由価格であることは、事業者の創意工夫と適切な競争を誘導する効果はある。事実、レンタルについては、制度上はどんなに過疎の地域であっても配送体制も整い、福祉用具のレンタルが利用できるようになった。

「訪問介護員がいない地域でも福祉用具は使えます。しかし、福祉用具のサービスとは何か、福祉用具の目的とは何か。こう問うたとき、“自立を支援すること”“介護者を助けること”“その人の生活を実現すること”“その人のできないことを手助け

すること”それぞれのお言葉で答えてもらいました。そこで私が問いたいのは、自分で心からそう思っているかどうかです。この研修では、グループワーク形式で演習を行います。その中で自分の視点と自立を助けるという視点が合致しているかどうか、そこを振り返り考えていただきたいと思います」(東島氏)。

福祉用具のレンタルとは、モノを通じて自立を支援するサービスである。福祉用具専門相談員が届ける、福祉用具専門相談員とケアマネジャーなどがサービス担当者会議を行う、ご利用者やご家族と話をする。そこで提供されるサービスには形がない。だからこそ個別援助計画が必要なのだ。

注意をすべきことは何か、合わない場合にどうするのか、アセスメントはどうするのか。また、福祉用具専門相談員がどのような検討をしたのかも、記録がないかぎり後には残らない。誰がどのような利用目標を考えて選定したのかも、“計画書”として残っていなければわからない。

「良いベッドでもその人に合うとは限りません。詳細な留意点についてどう話すか、提供する人によって、また利用する人の受け止め方によって変わることもあるでしょう。つまりこれは形のないサービスです」(東島氏)。

#### ◇ 個別援助計画とケアプランとの関係 “情報の共有”と“共通理解”

メリットは、記録されたご利用者の状態や福祉用具の利用状況などが第三者にもわかることである。担当が交代してもサービスの継続がスムーズに行える。選定理由などの伝達は口頭だったり、伝わっているかどうか人も人やケースによってまちまちであった。それが計画書を作成することによって明確になり、状態が変わったとき



の機種変更も行いやすくなる。また、留意点の記載によりケアマネジャーにとっては、訪問介護員やサービス提供責任者に説明しやすいというメリットがあり、それは事故防止や目標達成度の検証にも関係が深い。個別援助計画書は関係専門職同士の共通理解につながるだろう。

「個別化と一言で表しますが、ご利用者一人ひとりの違いのほかに、福祉用具専門相談員の視点の違いもあります。ケアプランと個別援助計画書のやり取りを行うようになってから、情報の共有だけでなく、福祉用具の利用目的を一緒に考えるようになった、という話もよく聞かれますね」(東畠氏)。

場合によって、福祉用具専門相談員が個別援助計画を作成する前に、ケアプランの確認がとれないこともあるだろう。その場合に最低限必要な情報は何か。「ケアマネジャーにとってはこの研修で行われる演習で、個別援助計画書を作成してみると明らかになるでしょう。例えば、ふくせんの個別援助計画書には、身長と体重を書く欄があります。これについて研修でケアマネジャーの方から『身長と体重は必要ですか?』と聞かれることがありますが、福祉用具専門相談員ならば、『身長、体重がわからなければ、マットレスの硬さや車いすの大きさは決められない』

と答えるでしょう」(東畠氏)。

個別援助計画書に書いていただく選定理由というのは、「こういうご利用者がこんな状態だからこの特性を活かしたものを選定しました」というものなので、そこに必要な情報がないと、選定はできず個別援助計画もたてられないということになる。

東畠氏はこう呼びかけた。「個別援助計画作成で、ケアマネジャーの仕事が増えてしまうことはありません。関係者間での情報のやり取りやリスクマネジメントなどが円滑に行え、サービス担当者会議などでも有効に使えるでしょう。ケアプランの中の福祉用具が必要な理由を記入する部分がありますが、その部分を担っているのだと考えていただきたい。福祉用具専門相談員もチームケアの1人なのです」(東畠氏)。



## 演習：事例をもとにした「福祉用具個別援助計画書」の作成のためのグループワーク

### ◆ご利用者のADL向上を視野に入れた目標の設定・福祉用具の選定・提案を

演習に際し、大久保訓氏(財団法人いわてリハビリテーションセンター主任作業療法士)は、「対象者の方が今どういう状態でどういうふうを考えればいいのかというトレーニングです」と述べた。

ケアマネジャーと福祉用具専門相談員混合のグループで事例を検討していく。大久保氏のファシリテーションによるバックアップもあり、どのグループも活発な意見交換を行った。ケアプランの詳細について、また選定候補に挙げた機種の性能についてなど福祉用具専門相談員とケアマネジャー、それぞれの専門分野についての質問などが積極的に交わされていたのが印象的であった。

各グループの発表の後、総評として大久保氏は次のように述べた。

「福祉用具を選定するだけでなく、ご利用者の活動性について検討していたところが良いですね。ただテレビを見ているだけではなく、何か起き上

がるいい方法はないか、何か役割を持ってもらうことで運動機能が保持されるのではないかと、というふうに。結果的に本人の体力が維持されます。こういった視点は大事です。今日は、事例検討を通してよりよいサービスの検討ができました。今回のように意見交換をすることで、知識と交流の場が広がります。これはこれからも続けていきたいと思います。こういったチームワークは私たちにとっても、地域にとっても大事なことです。今後もさらなる発展を続けていきましょう。」



平成24年1月24日(火) 13:00~17:00  
 協力団体/社団法人日本福祉用具供給協会・鹿児島ブロック  
 会場/かごしま県民交流センター  
 参加者/介護支援専門員50名 福祉用具専門相談員21名

講義担当講師: 成田すみれ氏 (社会福祉法人試行会横浜市青葉台地域ケアプラザ所長)  
 演習担当講師: (同上)

## 講義: 福祉用具個別援助計画の基本事項とケアマネジメントにおける活用方法

### ◆一枚の計画書が経験や“阿吽の呼吸”を明文化する

実際にはケアマネジャーと福祉用具専門相談員とでチームを組み、お互いの顔がわかる関係も築かれており、阿吽の呼吸でご利用者に対してきた、というケースもあることだろう。そういう場合は、「いまさら文書を作るのも面倒くさい」とか「仕事が増えて大変」という気持ちもあるのではないかと話すのは、講師を務めた成田すみれ氏(社会福祉法人試行会横浜市青葉台地域ケアプラザ所長)。

今まで築きあげてきた専門職同士の関係の中に、福祉用具個別援助計画書という一枚のツールを加えることによって、仕事をより明確に形として残すことができ、ご利用者やご家族に対しては、よりわかりやすくご説明することができる。

「これまでは、ご家族が自分でメモしたり、ケア

マネジャーがポイントをおさえて情報をお伝えしたり、福祉用具専門相談員が別途留意点をお渡ししていたのではないのでしょうか。留意点や取り扱いの説明などは比較のお伝えをできていたかと思いますが、“なぜこの福祉用具を選んだのか?” “何のためにこの福祉用具を使うのか?” といった理由は、ご利用者やご家族にきちんと伝えていたでしょうか?」(成田氏)。

もちろん、質問された場合には回答していただろうが、そのように伝えている場合と伝えてない場合があるようではいけない。また、ある人には伝えられたが、ある人には伝えられなかったということがあってはいけない。福祉用具個別援助計画を作成することによって、どのご利用者のケースにおいても内容が文書化され、提示して理解を図る助けとなり、安全・安心な福祉用具利用に繋がる。さらに、その後のモニタリング、再アセスメントにも繋がる。

「法的に位置づけされたことは、ケアマネジャーと福祉用具専門相談員の業務をより良いものにしていくために、絶好のチャンスだと思ってほしい」と成田氏は言う。

「慣れるまでは、福祉用具個別援助計画が通常のワークフローに組み込まれるのに、若干時間がかかると思います。しかし、ベースは今までやってきたことです。それを次のステージにスムーズに動かしていくため、積極的に取り組んでいただけたらと思います」(成田氏)。



## 演習: 事例をもとにした「福祉用具個別援助計画書」の作成のためのグループワーク

### ◆目標はポジティブに。関係者全員が現状と目標を確認できる参加型の提案書を作成

続いて行われた演習に際し、成田氏は、「今回の研修会は書き方の研修会ではありませんので、ケ

アプラン全体の中での位置付けをケアマネジャーと一緒に確認する。ケアマネジャーは、福祉用具専門相談員がどのように具体的な計画を用意し、ケアチームのメンバーとして機能するのだという

ことをもう一度確かめてみてください]と声をかけた。

ケアマネジャー2に対し、相談員1のグループ構成。ケアマネジャーから進行役と記録係を選出し、ミニサービス担当者会議風に事例を検討していく。福祉用具個別援助計画書は、本来は福祉用具専門相談員が作成するが、この演習ではケアマネジャーと具体的に話し合いながら作っていく。

#### ◇単語調や専門用語ではなく “わかり易い平易な文章”で

ケアプラン全体もそうだが、福祉用具は、それを使用することが目標ではない。福祉用具を使ってどうするのかに目標がある。安全に起き上がり動作ができることが目標であれば、そのための、具体的な方法として、何をどう使って行動するか、を明確に示すことが重要となる。

「目標はシンプルでわかりやすい文章で書いてください。選定理由は具体的に噛み砕いて。ご利用者や、老老介護の場合は、特に家族の方にも理解しやすい文章に、と意識しましょう」(成田氏)。

ケアマネジャーに対しては、わかりやすい言葉を選んでという部分は不必要かもしれない。しかし、ケアマネジャーがケアプランの中で抱えているイメージと、福祉用具専門相談員が直接チェックした結果の内容とに微妙な違いがでてくることもあるだろう。ケアマネジャーは、なぜそういう選定になったのか、意見交換をし、お互いが理解できるように計画書にしていく。

10 グループ中3グループが発表を行った。ひとつのグループは次のような点を述べた。

- ・ケアマネジャーからの要望により、「生活全般の解決すべき課題」にはマイナス的な記載「～できない」という書き方にはしないようにした。
- ・例外給付の申請をするのでサービス担当者会議で確認し、介護ベッドの導入を記録した。担当者が代わっても内容がわかり易いようにするため。



- ・留意点として、リモコン操作は、操作時には必ず顔の前に持ってきて行うように記載した。また、手足の挟みこみについての注意やお孫さんが来られる際にはベッドに近づかないように等記載した。

この発表に対して成田氏は「例外給付の記載を残しておくという配慮はいいことですね。留意点については、色々な書き方があると思います。ケアプランの中で、その用具を導入するにあたっての目標、ニーズ、具体的にどんな根拠なのか、流れをきちんと文章化するという事を理解してください。契約の書類という側面を考えるとメモレベルではいけません、あれもこれも書かれてはご本人、ご家族には理解してもらえません」とコメントした。

「ケアマネジャーが作ったケアプランを元に、福祉用具専門相談員が内実を補う。大事なパートナーです。ケアチームのメンバーとしてのパートナーシップをお互いに理解してほしい」(成田氏)。

#### 【質疑応答】

質問：生活全般の解決すべきニーズと福祉用具利用目標の書き方について。福祉用具専門相談員が、よりご利用者の側に立って考えるためのケアマネジャーとのかかわり方についてアドバイスが欲しい。(福祉用具専門相談員)

回答：福祉用具に係わるところで何が目標になるのか、何が望まれているのか。ケアマネジャーの考える全体の支援の中で福祉用具を活用する部分はどこなのか。リスクマネジメントは？など、具体的にプランがあると思うので、それを聞けばいい。現状での困りごととか、悩んでいる状況から何を目標とするのか、福祉用具で何を支援するのかをいくつか言葉に出してケアマネジャーと突き合わせをし、自分たちの係わりの部分を文章にするのがいいのではないかと。

質問：ケアプランを見ても読み取れず、わからないところもあるのだが。(福祉用具専門相談員)

回答：「読み取れない」ではなく、「自分はこう受け取ったがそれで合っているか？」パートナーですので関係を壊さないよう、率直にやり取りをしてみてください。